

令和2年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第4号

令和2年9月8日（火）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	特命参事	千葉	伸吾君
総務課長	浅野	辰夫君	財政課長	熊谷	有司君
まちづくり政策課長	伊藤	義継君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	片倉	剛君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	千葉	恭啓君	代表監査委員	雫石	顕君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、なし。

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第4号

令和2年9月8日(火曜日) 午前10時開議

- | | | |
|-------|------------|------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 認定第1号 | 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第2号 | 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第3号 | 令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第4号 | 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第5号 | 令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第6号 | 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第7号 | 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第8号 | 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第9号 | 令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第11 | 報告第5号 | 健全化判断比率について |
| 日程第12 | 報告第6号 | 資金不足比率について |

本日の会議に付した案件

- | | | |
|------|------------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 認定第1号 | 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第2号 | 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第3号 | 令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第4号 | 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳 |

		出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 9 号	令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 11	報告第 5 号	健全化判断比率について
日程第 12	報告第 6 号	資金不足比率について

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、3番赤間茂幸議員及び4番大友三男議員を指名いたします。

日程第 2	認定第 1 号	令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 7 認定第 6 号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第 2、認定第 1 号 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、認定第 2 号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、認定第 3 号 令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、認定第 4 号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 5 号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 6 号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 7 号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 8 号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、認定第 9 号 令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第 1 号から認定第 8 号について説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者（片倉 剛君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号までの提案理由を説明いたします。

初めに、認定第 1 号です。

決算書 3 ページをお開き願います。

認定第 1 号 令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和元年度一般会計の概略について説明いたします。決算書

1 ページ、各種会計決算額総括表を御覧ください。なお、数値は以降適宜1,000円単位で丸めて説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入です。収入済額C欄を御覧ください。歳入決算額61億8,375万1,500円、予算対比59.42%、前年度比では約10億円の増です。

次に、歳出です。支出済額E欄を御覧ください。歳出決算額53億701万651円、予算対比50.99%、前年度比約4億4,800万円の増です。

歳入の概要を説明します。まず、4 ページ、5 ページを御覧ください。

1 款町税は、各税ともほぼ同額で、全体では前年比390万円ほど減の11億7,200万円、また各種交付金は、配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金が前年を上回ったものの、そのほかの交付金は前年度を下回りました。

次に、11款地方交付税です。普通交付税が前年度を下回り、特別交付税及び震災復興特別交付税が前年度を下回り、全体で7億2,500万円ほどの増額となりました。

6 ページを御覧ください。

特定財源関係では、13款分担金及び負担金750万円の減、15款国庫支出金が1億2,500万円増、16款県支出金は9,500万円減、17款財産収入は2,000万円増、18款寄附金は7,500万円増、19款繰入金においては各種基金繰入金の増により前年度比約1億6,500万円の増、20款繰越金は5,100万円の減、21款諸収入は970万円の減、続いて、22款町債は1億2,700万円の増となり、歳入総額では前年比約10億6,100万円、20.7%の増となっています。

次に、歳出です。10ページから13ページになります。

まず目的別では、2 款総務費が、全体として9億6,300万円で、前年比約6,900万円、7.8%の増となっております。ふるさと応援寄附金の増により、御礼品及びプロモーション支援業務等が増えたことによるものです。

3 款民生費が、全体として11億9,900万円で、前年比約1億5,800万円、15.2%の増となっております。災害見舞金、認定こども園移行に伴う施設設備改修工事等が増えたことによるものです。

4 款衛生費で、全体として3億8,400万円で、前年比約5,200万円、15.9%の増となっております。ごみ収集業務、黒川地域行政事務組合のごみ焼却処分の負担金が増えたことによるものです。

5 款農林水産業費が、全体として3億6,100万円で、前年比約800万円、

2.3%の減となっております。

7款土木費は、全体として4億7,800万円で、工事請負費等の減額により、前年比約3億500万円、38.9%の減となっております。

9款教育費は、全体として7億600万円で、工事請負費等の増額により、前年比約1億5,100万円、27.3%の増となっております。

10款災害復旧費は、全体として5億2,500万円で、台風19号による公共土木施設等災害復旧工事、災害廃棄物処理業務などにより、前年比約3億6,700万円の大幅な増となっております。

それでは、款ごとに決算概要を説明します。決算書の4ページ、5ページを御覧ください。

歳入から、決算数値を使いまして説明いたします。

1款町税11億7,250万8,000円、前年比0.3%減です。収入未済額は4,035万1,000円で、前年より537万9,000円減額となりました。

2款地方譲与税4,622万5,000円で、前年比2.3%増です。

3款利子割交付金40万円で、前年比49.4%減です。

4款配当割交付金193万3,000円で、前年比16.8%増です。

5款株式等譲渡所得割交付金118万5,000円で、前年比16.2%減です。

6款地方消費税交付金1億4,839万2,000円で、前年比5.4%減です。

7款ゴルフ場利用税交付金6,590万2,000円で、前年比4.8%増です。

8款自動車取得税交付金731万円で、前年比45.4%減です。

9款環境性能割交付金189万5,000円です。令和元年度創設されました。

10款地方特例交付金549万4,000円で、前年比52.4%増です。

11款地方交付税21億7,634万5,000円で、前年比50%増です。

12款交通安全対策特別交付金76万4,000円で、前年比4.1%減です。

続いて、6ページ、7ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金1,742万円で、前年比30.3%減です。保育所費用徴収金の減等によるものです。

14款使用料及び手数料7,483万2,000円で、前年比2.7%減です。なお、収入未済額の主なものは、住宅使用料です。

15款国庫支出金5億6,643万円で、前年比28.4%増です。災害復旧費国庫補助金等の増によるものです。なお、収入未済額は、令和2年度への繰越事業に係るものです。

16款県支出金3億1,328万9,000円で、前年比23.3%減です。東日本大震災道路舗装補修交付金の減等によるものです。

17款財産収入4,021万5,000円で、前年比104.1%増です。不動産売払収

入の増によるものです。

18款寄附金 1億6,804万2,000円で、前年比82.3%増です。ふるさと応援寄附金の増によるものです。

19款繰入金 6億5,358万1,000円で、前年比33.8%増です。各種基金繰入金の増によるものです。

20款繰越金 8,371万6,000円で、前年比38.2%減です。繰越明許費等を含めた前年度繰越金です。

21款諸収入 1億6,898万9,000円で、前年比5.5%減です。災害援護資金貸付金収入の減等によるものです。なお、収入未済額の主なものは、奨学資金貸付金の滞納分334万5,000円、災害援護資金貸付金325万2,000円です。

8ページを御覧ください。

22款町債 4億6,887万8,000円で、前年比37.3%増です。災害対策債等によるものです。

以上、収入済額合計61億8,375万1,500円です。

次に、歳出について、決算数値を用いて説明いたします。10ページ、11ページを御覧いただきます。

1款議会費 9,470万3,000円で、前年比0.7%減です。

2款総務費 9億6,387万4,000円で、前年比7.8%増です。総務管理、町税の賦課徴収、戸籍、選挙、統計、監査の各事務に要した経費です。主な支出は、人件費、庁舎管理費、未来づくり基金積立て、住民バス運行費、住基・税等の電算業務などに係るものです。ふるさと応援寄附金御礼品、未来づくり基金等により増額となりました。なお、翌年度繰越額は、役場庁舎設備改修工事設計事業に係るものです。

3款民生費 11億9,986万6,000円で、前年比15.2%増です。社会福祉、児童福祉の各事務事業に要した経費です。主な経常支出は、人件費のほか、高齢者及び障害者福祉、児童手当、医療費助成並びに保育園・児童館運営経費に係るものです。災害救助費関連支出が増の主な要因です。

4款衛生費 3億8,478万5,000円で、前年比15.9%増です。各種健診や母子保健事業、生活環境対策、黒川病院経費補助、ごみ収集業務、黒川地域行政事務組合負担金、浄化槽会計繰り出し等に要した経費です。黒川地域行政事務組合のごみ焼却処理分の負担金が増の主な要因です。なお、翌年度繰越額は、新型コロナウイルス感染対策事業に係るものです。

5款農林水産業費 3億6,191万円で、前年比2.3%減です。農業委員会事業、農業畜産振興事業、土地改良事業負担金、林業振興事業に要した

経費です。主な支出は、人件費のほか、農業振興総合補助金、多面的機能活動組織交付金並びに開発センター、縁の郷指定管理委託料、農業集落排水事業会計への繰出金です。減の主な要因は、多面的機能活動組織交付金が減ったことによるものです。また、翌年度繰越額は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型・被災産地施設支援型）、大豆・水稻次期作付種子助成事業、園芸作物生産供給確保対策事業、被災農家営農再開緊急対策事業、持続的生産強化対策事業、被災産地基盤強化支援事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業に係るものです。

6款商工費2,524万円で、前年比18.8%減です。商業振興事業、観光振興事業等に要した経費です。人件費のほか、商工会助成などの内容です。減の主な要因は、人事異動に伴う人件費が減ったことによるものです。

7款土木費4億7,855万5,000円で、前年比38.9%減です。土木管理、道路橋梁、河川、住宅、公園管理、都市計画の事務事業に要した経費です。主な支出は、人件費のほか、道路橋梁新設改良工事、除融雪業務、生活道路改良舗装工事、住宅建設工事、下水道会計並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金等です。減の主な要因は、除融雪業務、町道補修工事、町営住宅建設費が減ったことによるものです。なお、翌年度繰越額は、生活道路改良事業、橋梁修繕改良事業、町営住宅建設事業、復興再生ビジョン策定事業に係るものです。

8款消防費1億8,291万9,000円で、前年比4.3%増です。主な支出は、黒川地域行政事務組合への消防負担金、消防団運営経費、消防用機械器具購入等です。消防用機械器具購入が増の主な要因です。

12ページ、13ページを御覧ください。

9款教育費7億677万1,000円で、前年比27.3%増です。教育総務、小中学校及び幼稚園、社会教育及び保健体育の事務事業に要した経費です。主な支出は、人件費、奨学資金貸付け、スクールバス運行、生涯学習事業並びに社会教育事業、各種施設維持管理及び学校給食事業に係る費用等です。大郷小中学校空調機設置事業が増の主な要因です。なお、翌年度繰越額は、中央公民館バルコニー調査事業、フラップ大郷21照明設備改良事業、文化会館空調・照明設備改良事業、総合運動場内配水管調査測量事業に係るものです。

10款災害復旧費5億2,566万円で、3億6,749万7,000円の増です。台風19号による公共土木施設、農業施設等の災害復旧事業に係るものです。

11款公債費3億8,272万1,000円で、前年比9.1%減です。町債の元利償

還金です。

12款予備費は、予算額1,000万円に対して408万9,000円を充用しております。

以上、支出済額の合計は53億701万651円、予算現額に対する執行率は50.99%です。なお、翌年度繰越額を含めた実質執行率は93.3%でありました。

次に、決算書144ページの実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額61億8,375万2,000円、歳出総額53億701万1,000円、歳入歳出差引額8億7,674万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額2億29万1,000円、実質収支額が6億7,645万円でございます。実質収支額のうち6億円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第2号について御説明いたします。

145ページをお開き願います。

認定第2号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和元年度国民健康保険特別会計決算の概略について説明いたします。決算書1ページ、各種会計決算額総括表を御覧ください。

まず、歳入です。収入済額C欄を御覧ください。歳入決算額8億6,368万6,008円、予算対比97.56%、前年度比では170万円の増です。

次に、歳出です。支出済額E欄を御覧ください。歳出決算額8億4,563万1,598円、予算対比95.52%、前年度比約310万円の減です。

それでは、146ページ、令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

被保険者数は1,863人で、前年比10人、0.5%増となりました。平成30年度から固定資産を持つ人にかかる資産割を廃止しておりますが、県と市町村が一体となって国保を運営しており、歳入歳出ともに昨年度と大き

な変動はございませんでした。

初めに、歳入について御説明申し上げます。収入済額欄を御覧ください。

1 款国民健康保険税は 1 億3,423万4,000円の収入額で、前年度より1,368万円の減、9.3%減となりました。不納欠損額は326万9,000円で、収入未済額は2,121万4,000円となりました。

2 款使用料及び手数料10万5,000円は、保険税の督促手数料です。

3 款県支出金 6 億2,760万5,000円は、保険給付費等交付金です。

4 款財産収入20万9,000円は、財政調整基金の預金利子です。

5 款繰入金8,844万6,000円は、一般会計からの繰入れと基金からの繰入れです。

6 款繰越金618万7,000円は、前年度からの繰越金です。

7 款諸収入213万4,000円は、保険税延滞金の収入と無資格受診等に係る返納金です。

8 款国庫支出金476万3,000円は、制度関係業務事業費補助金と災害臨時特例補助金です。

以上、収入済額合計は 8 億6,368万6,008円です。

次に、歳出について御説明いたします。148ページをお開き願います。

1 款総務費1,060万5,000円は、レセプト点検業務委託料、国保事務共同処理委託料及び国保連合会負担金、保険税完納報奨金、国保運営協議会経費が主なものです。

2 款保険給付費 5 億9,631万円は、療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支出です。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億2,679万7,000円は、被保険者医療給付費分、後期高齢者支援金、介護納付金です。

4 款共同事業拠出金120円は、退職者共同事業拠出金に対する負担金の支出です。

5 款保健事業費992万2,000円は、特定健康診査及び特定保健指導、健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成などの疾病予防対策事業に要した経費です。

6 款基金積立金20万8,000円は、財政調整基金に係る利子積立金です。

7 款諸支出金178万6,000円は、保険税の過年度分還付金、前年度の精算による一般会計への繰出金です。

8 款予備費の充用はございません。

以上、歳出済額の合計は 8 億4,563万1,598円です。

次に、決算書166ページの実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額 8 億6,368万6,000円、歳出総額 8 億4,563万2,000円、歳入歳出差引額1,805万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額が1,805万4,000円でございます。実質収支額のうち1,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で令和元年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第3号について御説明いたします。

167ページをお開きいただきます。

認定第3号 令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和元年度介護保険特別会計決算の概略について説明いたします。決算書1ページ、各種会計決算額総括表を御覧いただきます。

まず、歳入です。収入済額C欄を御覧ください。歳入決算額10億944万9,405円、予算対比99.41%、前年度比では約481万円の減です。

次に、歳出です。支出済額E欄を御覧ください。歳出決算額9億9,685万2,044円、予算対比98.17%、前年度比約1,757万円の増です。

それでは、168ページ、令和元年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

被保険者数は2,974人で、対前年比46人、1.6%増となりました。介護認定者数は要支援1から要介護5までで合計584人で、対前年比3人、0.5%増となりました。

まず、歳入でございます。

1款保険料2億738万4,000円は、第1号被保険者に係る保険料収入でございまして、前年度対比では2.7%の減です。

2款使用料及び手数料2万円は、督促手数料です。

3款支払基金交付金2億4,890万円は、第2号被保険者に係る支払基金からの交付金等です。

4 款国庫支出金 2 億3,379万8,000円は、介護給付費の国庫負担金と調整交付金です。

5 款県支出金 1 億4,272万4,000円は、県負担金・補助金です。

6 款財産収入 5 万2,000円は、基金の利子です。

7 款繰入金 1 億5,950万9,000円は、一般会計負担金と介護給付費等準備基金からの繰入金です。

8 款繰越金1,699万1,000円は、前年度からの繰越金です。

9 款諸収入 6 万7,000円は、延滞金と情報開示に係るコピー代です。

以上、収入済額合計10億944万9,405円です。

次ページをお開きいただきます。

歳出でございます。

1 款総務費1,439万7,000円は、電算システムほか一般事務経費及び徴収事務経費、黒川地域行政事務組合への負担金、介護保険運営委員会経費です。

2 款保険給付費 9 億2,168万7,000円は、居宅介護サービス、予防サービス、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、特定入所者介護サービスに係る経費です。

3 款地域支援事業費3,931万円は、地域支援事業を通して実施される訪問介護サービス、健康長寿対策事業、包括支援センターの運営経費等です。

4 款基金積立金 5 万2,000円は、準備基金に係る利子の積立てです。

5 款公債費はございませんでした。

6 款諸支出金1,688万5,000円は、保険料の還付金並びに国、県への年度精算に伴う返還金です。

7 款繰出金451万8,000円は、精算に伴う一般会計への繰出金です。

8 款予備費は、予算額300万円に対して2,000円を充用しております。

以上、支出済額の合計は 9 億9,685万2,044円です。

次に、190ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額10億944万9,000円、歳出総額 9 億9,685万2,000円、歳入歳出差引額1,259万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支が1,259万7,000円でございます。実質収支額のうち630万円を地方自治法の規定によりまして基金繰入額とするものでございます。

以上で令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第 4 号について御説明いたします。

191ページをお開き願います。

認定第4号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算の概略について説明いたします。決算書1ページ、各種会計決算額総括表を御覧ください。

まず、歳入です。収入済額C欄を御覧ください。歳入決算額7,781万276円、予算対比100.18%、前年度比では約336万円の増です。

次に、歳出です。支出済額E欄を御覧ください。歳出決算額7,687万6,045円、予算対比98.97%、前年度比約307万円の減です。

それでは、192ページ、令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

被保険者数は障害認定7人を含む1,445人で、昨年と比べ25人の減でございました。

初めに、歳入について御説明申し上げます。収入済額欄を御覧いただきます。

1款後期高齢者医療保険料5,395万9,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収に係る保険料収入です。

2款使用料及び手数料1万9,000円は、保険料の督促手数料です。

3款繰入金2,260万5,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金による一般会計からの繰入れです。

4款繰越金122万5,000円は、前年度からの繰越金です。

5款諸収入はございませんでした。

以上、収入済額合計7,781万276円です。

次に、歳出について御説明いたします。194ページを御覧ください。

1款総務費54万7,000円は、保険証発送などの一般事務に要した経費と徴収事務費です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,613万5,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものです。

3款諸支出金19万3,000円は、保険料の更正等による還付金と事務費精

算による一般会計への繰出金です。

4款予備費の充用はございません。

以上、支出済額の合計は7,687万6,045円です。

次に、決算書204ページ、実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額7,781万円、歳出総額7,687万6,000円、歳入歳出差引額93万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は93万4,000円でございます。

以上で令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第5号について御説明申し上げます。

205ページを御覧ください。

認定第5号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

決算書1ページ、各種会計決算額総括表を御覧ください。

まず、歳入です。収入済額C欄を御覧ください。歳入決算額2億4,277万8,640円、予算対比91.18%、前年度比では約1,927万円の増です。

次に、歳出です。支出済額E欄を御覧ください。歳出決算額2億3,357万2,558円、予算対比87.72%、前年度比約1,444万円の増です。

それでは、決算内容について御説明申し上げます。206ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金16万4,000円は、下水道受益者負担金です。調定額に対する収納率は100%です。

2款使用料及び手数料4,879万1,000円は、下水道使用料と公認業者登録手数料及び責任技術者登録手数料です。調定額に対する収納率は99.69%で、収入未済額は14万9,000円となりました。

3款国庫支出金1,852万4,000円は、社会資本整備総合交付金で、事業繰越しにより337万5,000円が収入未済額となりました。

4款繰入金1億5,233万7,000円は、歳入不足に伴う一般会計からの繰

入金で、前年度比273万1,000円の減となりました。

5款繰越金437万9,000円は、前年度からの繰越金です。

6款諸収入18万1,000円は、下水道公社市町村支援事業助成によるものです。

7款町債1,840万円は、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事に伴う下水道事業債によるものです。

以上、収入済額合計2億4,277万8,640円です。

208ページを御覧ください。

歳出でございます。支出済額欄を御覧ください。

1款下水道事業費8,815万6,000円は、職員の人件費、下水道施設管理に係る事務費及びマンホールポンプの点検料、吉田川流域下水道維持管理負担金、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事、汚水升設置工事に要した経費、吉田川流域下水道建設事業負担金等であります。また、マンホールポンプ修繕長寿命化事業、下水道災害復旧事業として2,761万9,000円を繰り越しております。

2款公債費1億4,541万6,000円は、下水道事業債の元金並びに利子の償還金によるもので、前年度比424万円の減となりました。

3款予備費の充用はございません。

以上、支出済額の合計は2億3,357万2,558円です。歳入歳出差引残額は920万6,082円となりました。

次に、218ページを御覧ください。実質収支に関する調書です。

歳入総額2億4,277万9,000円、歳出総額2億3,357万3,000円、歳入歳出差引額920万6,000円になり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額261万1,000円、実質収支額は659万5,000円となりました。

以上で下水道事業特別会計の決算の説明を終わります。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時47分 休 憩

午 前 10時57分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

休憩前に引き続き、認定第6号から認定第8号まで説明願います。会計管理者兼会計課長。

会計管理者（片倉 剛君） それでは、認定第6号について御説明申し上げます。

219ページを御覧ください。

認定第6号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

決算書1ページ、各種会計決算額総括表を御覧ください。

まず、歳入です。収入済額C欄を御覧ください。歳入決算額6,201万2,949円、予算対比97.46%、前年度比では約1,100万円の増です。

次に、歳出です。支出済額E欄を御覧ください。歳出決算額5,213万4,363円、予算対比81.93%、前年度比約219万9,000円の増です。

それでは、決算内容について御説明申し上げます。220ページを御覧ください。

まず、歳入です。収入済額欄を御覧ください。

1款分担金及び負担金につきましては、農業集落排水受益者分担金であり、本年度はございませんでした。

2款使用料及び手数料595万7,000円は、農業集落排水使用料で、前年度比48万1,000円の減です。

3款国庫支出金の収入はございませんでした。

4款県支出金117万4,000円は、農業集落排水事業県負担金です。

5款繰入金5,380万3,000円は、歳入不足に伴う一般会計からの繰入金で、前年度比1,266万6,000円の増です。

6款繰越金107万7,000円は、前年度の繰越金です。

以上、収入済額合計6,201万2,949円です。

222ページを御覧ください。

歳出でございます。支出済額欄を御覧ください。

1款農業集落排水事業費2,499万7,000円は、職員の人件費、農業集落排水施設管理に係る事務費、マンホールポンプ清掃業務委託料に要した費用です。また、農業集落排水施設機能診断事業、農業集落排水施設災害復旧事業として770万円を繰り越しております。

2款公債費2,713万6,000円は、下水道事業債の元金並びに利子の償還金で、前年度と同額でございます。

3款予備費の充用はございません。

以上、支出済額の合計は5,213万4,363円です。歳入歳出差引残額は987万8,586円です。

次に、230ページを御覧ください。実質収支に関する調書です。

歳入総額6,201万3,000円、歳出総額5,213万5,000円、歳入歳出差引額が987万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額570万円、実質収支額417万8,000円となりました。

以上で大郷町農業集落排水事業特別会計の決算の説明を終わります。

次に、認定第7号について御説明申し上げます。

231ページを御覧ください。

認定第7号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

決算書1ページ、各種会計決算額総括表を御覧ください。

まず、歳入です。収入済額C欄を御覧ください。歳入決算額5,829万9,281円、予算対比99.77%、前年度比では約318万円の増です。

次に、歳出です。支出済額E欄を御覧ください。歳出決算額5,416万98円、予算対比92.68%、前年度比約95万円の増です。

それでは、決算内容について御説明いたします。232ページを御覧ください。

歳入でございます。収入済額欄を御覧ください。

1 款分担金及び負担金50万円は、浄化槽設置に伴う受益者分担金です。

2 款使用料及び手数料2,033万4,000円は、浄化槽使用料で、前年度比39万8,000円の増となり、収入未済額は4万7,000円で、調定額に対する収納率は99.77%です。

3 款国庫支出金118万4,000円は、循環型社会形成推進交付金で、前年度比88万6,000円の減です。

4 款繰入金3,011万5,000円は、歳入不足に伴う一般会計からの繰入金で、前年度比323万7,000円の増です。

5 款繰越金190万円は、前年度の繰越金です。

6 款諸収入26万4,000円は、消費税の還付金です。

7 款町債400万円は、浄化槽設置工事費に係る下水道事業債です。前年度比20万円の増となりました。

以上、収入済額合計5,829万9,281円です。

234ページを御覧ください。

次に、歳出でございます。支出済額欄を御覧ください。

1 款合併浄化槽事業費4,554万3,000円は、職員の人件費、保守点検業務委託料、浄化槽設置工事に要した経費等です。

2 款公債費861万6,000円は、町債の元金・利子償還金です。

3 款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は5,416万98円です。

次に、244ページを御覧ください。実質収支に関する調書です。

歳入総額5,830万円、歳出総額5,416万1,000円、歳入歳出差引額が413万9,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額が413万9,000円となりました。

以上で大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計の決算の説明を終わります。

次に、認定第8号について御説明いたします。

245ページを御覧ください。

認定第8号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、決算の概要について御説明いたします。決算書1ページ、各種会計決算額総括表を御覧ください。

まず、歳入です。収入済額C欄を御覧ください。歳入決算額872万5,585円、予算対比61.50%、前年度比では約4,592万円の減です。

次に、歳出です。支出済額E欄を御覧ください。歳出決算額853万7,847円、予算対比60.18%、前年度比約4,600万円の減です。

それでは、246ページ、令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

歳入について御説明いたします。

歳入総額は前年度より80.0%減の872万5,000円で、恵の丘分譲事業が進んだことによる減となりました。

1 款繰入金は349万9,000円で、一般会計からの繰入金です。

2 款繰越金は11万円で、前年度からの繰越金です。

3 款財産収入は511万6,000円の収入額です。恵の丘2区画分の販売収

入です。

以上、収入済額合計872万5,585円です。

次に、歳出について御説明いたします。248ページを御覧ください。

歳出総額は853万7,847円で、前年度より84.3%減となりました。

1 款宅地分譲事業費535万9,000円は、恵の丘分譲に係る広告費用や看板設置工事費、分譲地除草業務、分譲地売払収入額の一般会計繰出金が主な支出です。

2 款公債費317万8,000円は、町債の元金・利子の償還金となります。

3 款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は853万7,847円です。歳入歳出差引残額は18万7,738円となりました。

次に、決算書254ページを御覧ください。実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額872万6,000円、歳出総額853万8,000円、歳入歳出差引額18万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は18万8,000円となったものです。なお、実質収支額のうち基金繰入額はございません。

以上で令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

認定第1号から認定第8号までのそれぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審査の上、御理解を賜り、認定いただきますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で認定第1号から認定第8号の説明を終わります。

次に、認定第9号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、認定第9号につきまして御説明申し上げます。

261ページをお開き願います。

認定第9号 令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和元年度の業務状況について御説明いたします。273ページ

をお開き願います。

まず、(1)の業務量でございますが、年度末における給水件数は2,496件で、前年度比30件の増、給水人口は7,560人で、前年度比199人の減となっております。年間総配水量は81万6,386立方メートルで、前年度比6万8,069立方メートルの減、年間総有収水量は66万5,281立方メートルで、前年度比8,845立方メートルの減となっております。また、有収率は81.5%で、前年度より5.3%の増となっております。

続きまして、(2)事業収入に関する事項でございますが、事業収益が2億2,349万235円で、前年度比504万8,881円の減となっております。主な要因ですが、水道料金などの減によるものでございます。

続きまして、次ページをお開き願います。

(3)事業費用に関する事項でございますが、事業費用が1億9,601万1,833円で、前年度比1,301万8,087円の減となっております。主な要因は、配水管の修繕工事の減によるものでございます。収支におきまして2,747万8,402円の純利益が生じました。

それでは、決算について御説明申し上げます。262ページをお開き願います。

令和元年度大郷町水道事業決算報告書。

説明につきましては、決算額で御説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

(1)収益的収入及び支出。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益は2億4,077万6,000円で、前年度比99万4,000円の減、率にして0.4%の減となっております。第1項営業収益2億2,165万4,000円は、水道料金、加入金、手数料及び公共下水道などの事務受託料などです。前年度比118万円の減でございます。第2項営業外収益1,912万1,000円は、預金の利息、長期前受金戻入益によるものです。前年度比18万6,000円の増でございます。第3項特別利益はございませんでした。

次に、支出です。

第1款水道事業費用は2億916万3,000円で、前年度比1,199万7,000円の減、率にして5.4%の減となっております。主な要因は、漏水等の修繕費の減によるものでございます。第1項営業費用1億9,485万6,000円は、大崎広域水道からの受水費、職員の人件費、水道施設の維持管理費、料金収納に係る委託料、消耗品並びに減価償却費によるものです。前年

度比922万2,000円の減でございます。第2項営業外費用1,405万6,000円は、企業債の支払利息、消費税などによるものです。前年度比248万2,000円の減でございます。第3項特別損失24万9,000円は、不納欠損処分によるものです。前年度比29万5,000円の減です。第4項予備費についての支出はございません。

264ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出です。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入は3,756万3,000円で、前年度比2,435万9,000円の減、率にして39.3%の減でございます。主な要因は、大松沢地区への企業進出による配水管布設工事に係る補助金の減によるものでございます。第1項工事負担金640万5,000円は、県道利府松山線道路改良工事に伴う配水管布設替え工事によるものです。前年度比640万5,000円の増です。第2項他会計負担金はございません。第3項企業債2,690万円は、石綿セメント管更新事業及び粕川大橋添架管更新詳細設計業務に係る企業債です。前年度比790万円の増でございます。第4項国庫支出金425万8,000円は粕川大橋添架管更新設計並びに石綿セメント管更新設計に係る生活基盤施設耐震化等補助金によるものです。前年度比425万8,000円の増です。第5項出資金、6項他会計補助金につきましてはございませんでした。

次に、支出です。

第1款資本的支出は9,124万9,000円で、前年度比4,816万3,000円の減、率にして34.5%の減です。主な要因は、配水管布設工事等の減によるものでございます。第1項資産購入費149万円は、公用車の購入によるものです。前年度比133万3,000円の増です。第2項建設改良費4,974万4,000円は、県道改良工事に伴う配水管移設工事、鶉崎地区配水管布設工事、大松沢地区の石綿セメント管更新工事並びに設計業務、粕川大橋添架管更新設計業務によるものです。前年度比5,079万9,000円の減額です。第3項企業償還金4,001万4,000円は、企業債の元金償還分です。前年度比130万2,000円の増です。

続きまして、下の欄になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,368万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,955万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額412万7,000円で補填をいたしました。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。267ページをお開き願います。

令和元年度大郷町水道事業剰余金計算書。

こちらの表の右から3列目を御覧願います。

利益剰余金の未処分利益剰余金につきまして、当年度末残高でございますが、前年度の処分後残高1億8,292万8,000円に当年度分変動額2,747万8,000円を加え、2億1,040万6,000円となっております。

下段の表の剰余金処分計算書のとおり、うち処分額についてはございませんので、未処分利益剰余金の処分後残高を2億1,040万6,000円とするものです。

以上で認定第9号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました認定第9号につきまして、損益計算書等を御覧いただきまして、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員、
雫石 顕監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） それでは、令和元年度大郷町各種会計歳入歳出決算等の審査結果について御報告いたします。

それでは、令和元年度各種会計決算審査意見書を御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページを御覧ください。

第1項 審査の対象は、令和元年度大郷町一般会計歳入歳出決算のほか、7特別会計決算並びに令和元年度財産に関する調書、令和元年度各基金の運用状況、令和元年度大郷町水道事業会計決算です。

第2項 審査の期間は、令和2年7月14日から7月31日までのうち11日間実施しました。

第3項 審査の方法ですが、町長から提出された令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書類、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類並びに水道事業会計決算書類に基づき、

- ①決算の計数は正確であるか。
- ②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか。
- ③財政運営は健全であったか。

に主眼を置き、また公有財産、基金、物品の管理等についても留意しながら、帳簿、証拠書類を審査するとともに、関係者から必要な資料の提出と説明を求め、さらに、今までの監査の結果等も参考にするなどし、慎重に審査を実施しました。

次ページを御覧ください。

審査の結果としまして、審査に付された各種会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数を関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況についても関係諸帳簿と符合しており、誤りのないものと認められました。

次に、令和元年度一般会計及び水道事業を除きます、各種特別会計を総括しますと、決算規模の総額は、

歳入	85億	651万3,644円
歳出	75億7,477万5,204円	
差引	9億3,173万8,440円	となりました。

詳しくは表1を御参照いただきたいと思います。

この決算額を前年度と比較すると、歳入では約10億4,297万円、率にして13.97%増加し、歳出では約4億3,182万円、6.05%増加となっております。

4ページをお開きください。

収入未済額及び不納欠損額の状況としましては、収入未済額の合計は、前年度に対して37億7,401万3,652円の増加で、結果、41億7,456万7,811円となっております。この主な要因は、令和元年東日本台風災害関連の事業が繰越しとなったことにより、町債及び国庫支出金並びに県支出金等が未収入特定財源となったことによるものです。

不納欠損処分額は、一般会計で83件、291万2,400円、国民健康保険特別会計で69件の326万9,123円、介護保険特別会計で19件、70万5,300円となり、前年度と比べて425万6,508円下回りました。

後期高齢者医療特別会計の収入未済額のマイナス表記は、還付未済によるものでございます。

次ページを御覧ください。5ページです。

不用額及び繰越明許費の状況ですが、歳出の不用額、いわゆる執行残額は7億7,173万1,796円となり、前年度に比べて4億9,921万4,077円増加しました。これは、農業費の災害関連補助金、土木費の除融雪業務及び公共土木施設災害復旧費の測量設計業務、教育費の小中学校空調機設置工事等の不用額などが主な要因であります。

予算現額に対する執行率は59.23%と、前年度比34.31ポイント下回り、繰越明許費は44億4,176万6,000円となりました。これは、令和元年東日

本台風災害の復旧事業に係る事業が年度内に終了しなかったことが要因であります。

6 ページをお開きください。

町債の償還状況ですが、表 4 を御覧ください。

年度末の町債残高は56億5,904万7,000円となり、前年度末と比較して約2,196万円減少しております。この主な理由は、災害復旧事業債1億6,520万1,000円、公営住宅建設事業債4,929万5,000円及び学校教育施設整備事業債4,388万円などの4起債残高が増加しましたが、下水道事業債1億571万1,000円、臨時財政対策債6,435万5,000円及び一般単独事業債4,790万6,000円など11起債残高が減少したことによるものです。

本年度の元利償還額は、前年度より3,913万7,000円、6.46%減少し、5億6,706万9,000円となっております。

ここまで総括を報告しましたが、詳細につきましては先ほど会計管理者から説明がありましたので、省略させていただきます。

なお、7 ページ以降の決算審査結果の内容につきましては、後ほどお目通し願います。

52ページをお開き願います。

令和元年度各種会計決算審査に係る意見を読み上げます。

大郷町の令和元年度決算における審査対象として、一般会計及び7特別会計の歳入歳出決算書並びに水道事業会計決算書、収支証拠書類、財産運用状況の関係諸書類・帳票及び関係書類の提出を求め、決算の計数は正確であるか、予算執行・歳入歳出事務及び財産管理事務が議決の趣旨及び関係法規に準拠し、適正かつ効率的に行われたか審査を行った。

また、決算審査時における問題点等の提起に対する事務取組の状況確認を行った。

さらに、小学校・中学校の空調機設置工事、幼稚園園舎施設設備改修工事、町営住宅建設事業などの確認のため現地調査を行った。

令和元年10月の令和元年東日本台風により中粕川地区の吉田川破堤や支流の氾濫により甚大な被害を受けたが、早めの避難情報の発信と住民の普段からの訓練により人的被害がなかったことは不幸中の幸いであった。また、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。

令和元年度の決算は、令和元年東日本台風被害により、災害復旧費及び民生費・衛生費・農林水産費などの中の災害関連費用が増え大きな影響を受けた決算となっている。なお、その大部分が翌年度への繰越事業

となっている。

一般会計では歳入総額61億8,375万2,000円から歳出総額53億701万1,000円を引いた8億7,674万1,000円が歳入歳出差引額となったが、そのうち、翌年度への繰越財源は、繰越明許費が2億29万1,000円で、実質収支額は6億7,645万円となり、6億円を基金に、残り7,645万円は次年度の繰越しとなった。

歳入の構成比は自主財源が38.5%となり、地方交付税や国庫支出金などの依存財源が61.5%となった。令和元年東日本台風災害による地方交付税や国庫支出金などの増額が大きく影響している。

歳入の主なものは地方交付税であり、続いて町税となっているが、昨年度に比べ財産収入とふるさと納税による寄附金が増えている。収入未済額が多い理由は災害復旧事業の繰越しによるものである。

歳出の主なものは民生費で、令和元年東日本台風による災害救助費によるものであり、続いて教育費で小・中学校の空調機設置工事によるものである。

また、翌年度繰越明許費44億644万7,000円のうち、40億6,674万4,000円が災害復旧関連事業として繰り越されている。被災者に寄り添った福祉事業や安全・安心のまちづくり事業が順調に進むよう努力されたい。減債基金を取り崩しているが、今年度の将来負担比率が増となっていることから、今後、建物等の長寿命化工事が発生してくることを考えると、個別計画に基づいた計画的な実施を望む。

不用額については、事務経費の効率化によることが望ましい。災害による事業の中止並びに新しい災害事業が発生したため、不用額が多くなったが、効果的な執行を望む。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計においては、町民の健康増進につながる予防対策の推進を図られたい。

下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽特別会計においては、公共用水域の水質保全及び町民の生活様式の改善のため、水洗化加入促進に努力されたい。

宅地分譲事業特別会計においては、残り2区画に迫った分譲地の完売に向けて努力されたい。

水道事業会計においては、有収率が改善されたことは評価される。今後とも漏水調査を実施するとともに、石綿セメント管や老朽管の更新布設を計画的に実施する必要がある。

財産に関する調書に係わる町道等の未登記物件の解消を推進する必要

がある。また、新公会計導入に向けた備品台帳の再整理も必要である。

各基金の運用状況において、特定目的基金である国民健康保険財政調整基金額が2億6,985万4,000円となっているため、効果的な運用を望む。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などは次のとおりである。

税務課、地域整備課、町民課等の現金出納を会計課に集約することで、事務の効率化が図られ、また、町民の利便性向上につながると考えるので検討されたい。職員の年次有給休暇の取得率向上、時間外勤務の縮減など職員のワークバランスの推進に関する指針に基づいた職場環境の整備に努められたい。

以上で令和元年度大郷町各種会計歳入歳出決算等の決算審査に係る報告、意見を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で決算審査結果の報告を終わります。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑については、各会計の決算全体にわたるものを中心に、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項については、後ほど設置される決算審査特別委員会で質問されるようお願いいたします。

まず、認定第1号について質疑を行います。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これは執行部にお聞きしておきたいんですが、去年の9月議会で、執行部に対して令和元年度の予算編成に当たり16にわたって意見を渡しております。詳細については既に御存じだと思いますので、この意見についてどのように令和元年度の事業を果たせたのか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

なお、東日本台風災害ですか、このことによって特に令和元年度の事業については大きな影響があったと思うんですが、その辺について執行部からも、どういう状況で、その辺について町民に多大な迷惑をかけたとか、その辺の令和元年度における事業の執行の中でどのような考えで携わったのかお聞きしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） では、お答えさせていただきます。

昨年の決算に基づきまして議会から意見が出されまして、それを受けまして、町では予算編成の段階から令和元年度の予算編成方針を監査の意見を踏まえて、なおかつ議会の意見なり監査の意見を踏まえて予算編

成に当たることということで、各課のほうにも指示をしたところがございます。各課においては、それを重く受け止めて予算を編成し、それぞれの担当課において事業を執行したと思われるものがございます。

東日本台風につきましては、町内ほとんど全域で甚大な被害を受けたわけございまして、当初予算四十数億円が、予算総額で100億円を超えるという今までにない予算規模だったわけでございます。それで速やかな対応ということでございましたが、甚大な被害だったものでございまして、できるものから順次災害復旧工事をそれぞれ業者のほうに発注し、今やっているところでございます。それもやり尽くせなくて、令和2年度分に約40億円を超える繰越明許ということで、災害復旧事業は今繰越ししております。できる限り早く、早期完成を目指して災害復旧事業に取り組んでいるところでございますが、どうしてもやっぱり件数が多いものでございまして、今回も9月補正で議決をいただきましたが、追加で災害復旧箇所が出てきてございます。今後も引き続き、早期完成を目指して、その事業を推進していきたいと考えてございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 課長、要は令和元年度の当初の事業計画に台風19号災害後どのような影響があったかということ、併せてお願いします。

財政課長（熊谷有司君） 去年の10月ですから、上半期の分はほとんど事業を執行してございます。それ以降の事業につきましては、ある程度通常どおりしている部分もございまして、どうしても抑制しなければならない部分もございました。いわゆる避難所でのいろいろな対応なり、おおむね仕事の的には通常業務をこなしつつ、避難所対応、いわゆる災害の対応なりも我々職員もやったところございまして、それほど私としましては通常の業務等は令和元年度でこなしただかと思われまして、そんなに影響はなかったのかなというふうに感じてございますが、それでもやっぱり住民の方々からいろんな御要望が、災害だけではなくていろいろな要望があったかと思っております。それもある程度受け止めた中で、いろんな事業等を実施してきたと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これから決算審査で、委員会でやっていくわけですが、その都度いろいろ出てくると思うんですが、特に大きな項目の中で、収入未済額の縮減を図ってほしい、あるいは総合的な公共交通体制を確立

してほしい、あるいは超過勤務の縮減を図ってほしい、広く町内外に子育て支援事業を、大郷町で独自にやっている定住促進事業の子育て支援事業については本当に大郷町は自慢になるものだから、もっともっと外に発信すべきだということ、あるいは農業経営者のいわゆる後継者不足の問題について果敢に取り組んでほしい、あるいは危険なブロック、中央公民館の整備を図りたいとか、奨学資金の貸与条例の見直しを図ってほしいとか、こういう具体的に、台風には何らこれらは影響なくやれる事業だったと思うので、この辺については十二分に改善を図られたものと思って今回審査に当たるわけですが、その辺について総括的にどのような考えでおられるのか。これ町長が一番指導的な立場にいると思うので、町長、どのようにその辺は見ておられますか。この意見書に対するおおまかな執行状況について。その辺をお聞きしておきたいと思いません。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員は当初予算に反対している立場と私は受け止めている。一般会計にあなたは反対している立場と私は受け止めて、この年度は仕事をやってきた。ほとんど満足する仕事をやった。それだけだ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私が言っているのは、議員全体が意見書として上げたやつですから、それについて町長はどのような執行を、いわゆる執行機関の長として、課長や皆さん方にどのようにそういう指導をしたかということを知っているんです。その辺について素直に答えてほしいです。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 全てバランスよく仕事をやって、何ら問題ないというふうに高い評価を私はしている。

議長（石川良彦君） 町長、もう一つ加えて説明願いたいんですが、当初予定された事業についてはどのように。

町長（田中 学君） やっているから。決算で見てください。

議長（石川良彦君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を行います。（不規則発言あり）静粛をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第8号の総括質疑を終わります。

次に、認定第9号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第9号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までを、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

なお、休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。

議員控室にお集まり願います。

暫時休憩といたします。

午 前 11時53分 休 憩

午 前 11時59分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に赤間茂幸議員、副委員長に石川壽和議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため、本日の会議終了から9月17日までの期間、本会議を休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から9月17日までの期間、本会議を休会とすることに決定しました。

来る9月18日午後1時30分から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

日程第11 報告第5号 健全化判断比率について

日程第12 報告第6号 資金不足比率について

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、報告第5号 健全化判断比率について、及び日程第12、報告第6号 資金不足比率についてを一括議題とします。

提出者から報告第5号及び報告第6号についての報告を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 報告第5号 健全化判断比率について御説明をいたします。

議案書 1 ページをお開き願います。

報告第 5 号 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 2 年 9 月 3 日 提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、令和元年度各種会計歳入歳出決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めるところにより計算した数値となっており、別紙監査委員の意見を付し報告するものでございます。

それでは、報告内容について御説明をいたします。

実質赤字比率は、一般会計に生じている実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものでございます。本町は、実質収支が黒字となっており、赤字ではありませんので、数値としては出てまいりません。なお、早期健全化基準となる比率は15.00でございます。

次に、連結実質赤字比率は、下水道事業特別会計などを含む全会計を対象とした実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものでございます。昨年度は実質赤字ではありませんので、これも数字は出てまいりません。早期健全化基準となる比率は20.00でございます。

続きまして、実質公債費比率は、地方公共団体の地方債元利償還金の大きさを標準財政規模に対する過去3カ年の平均値とした割合で示したものであり、9.2でございます。早期健全化基準は25.0でございますので、基準内の数値でございます。なお、前年度は9.6であり、0.4ポイント減少してございます。黒川地域行政事務組合の起こしました地方債に係る負担金が増加したものの、本町の地方債の元利償還金が減少したことなどが主な要因で減少したものでございます。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債について充て可能な基金等の金額を控除した実質的な負担額の標準財政規模に対する割合を示したものであり、15.9でございます。早期健全化基準は350.0でございますので、これも基準内でございます。なお、前年度は8.2ポイントであり、7.7ポイント増加してございます。これは、一般会計の地方債の増加、財政調整基金等の減少並びに公債費の減などによる普通交付税が減収見込みとなることにより充て可能な財源が減額となることなどが主な要因でございます。

続きまして、報告第6号 資金不足比率について御説明をいたします。
議案書2ページをお開き願います。

報告第6号 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度の公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

資金不足比率につきましては、水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。

対象となる会計は、公営企業法に基づく水道事業会計及び同法が準用されております下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各特別会計並びに宅地分譲事業特別会計が対象となっております。

いずれの会計も資金不足に至っておりませんので、数値としては出てまいりません。

以上、報告第5号並びに第6号の内容につきましては、監査委員の審査を受け、審査意見書の提出を受けているものでございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で報告第5号、報告第6号の報告を終わります。

次に、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員、雫石 顕監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） それでは、令和元年度財政健全化判断比率等審査結果を報告いたします。

意見書をお開きください。

1、審査の期間。

令和2年7月31日（水）1日間。

2、審査の方法。

法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、また算定を行う場合において公正な判断が行われているかに主眼を置き、所管課からの説明を求めて、審査を実施した。

以降につきましては、ただいま財政課長から詳細に説明がありましたので、省略させていただきます。

それでは、審査の結果及び意見を読み上げます。

資金不足比率については、該当しませんでしたので、特に意見はござ

いません。

審査の結果及び意見

財政健全化判断比率である実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が6億6,745万円となり、赤字でないことから該当しない。

実質公債費比率（3カ年平均）は前年対比0.4%減の9.2%となった。早期健全化基準を下回る結果ではあるが、引き続き、適正な償還金を見据えた町債発行を行い、適正水準の維持に努められたい。

将来負担比率は、起債発行の増加、基金残高が減少したため前年対比7.7ポイント増の15.9%となった。

事業を進めていく中で、数値立ち上げに係る個々の要素については、常に注視し検証され、さらなる経営健全化に向け、職員一丸となつての取り組みを望む。

以上で令和元年度財政健全化判断比率等審査の監査の意見を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

健全化判断比率及び資金不足比率については報告のみとなります。

議長（石川良彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 0 時 0 8 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員